

それをテーマにした手塚治虫の短編マンガの名作があります。

そのタイトルは「雨ふり小僧」。落語家の立川談志師匠に、「泣いた」と言わしめた名作です。「雨ふり小僧」は、こんなストーリーです。

主人公は、山奥の分校に通う、モウ太という名の男の子。

ある日、モウ太は橋の下で古い傘をかぶった妖怪、「雨ふり小僧」と出会います。

モウ太が履いている長靴を欲しが「雨ふり小僧」に、モウ太は「3つの願いをかなえてくれたらこの長靴をあげる」と「小さな約束」をするのです。

その後、いろいろあるのですが、3つ目の願いは「学校の火事を消してくれ」でした。

モウ太の「かなえてくれたら、きっとこの長靴をやるよ。約束するよ、あの橋の下で待ってろよ」という言葉を信じて必死で火を消す「雨ふり小僧」。

でも、火事になった分校が廃校になり、突然、町へ引っ越す事になったモウ太は「雨ふり小僧」

との約束をすっかり忘れて引っ越してしまいます。

それから40年後。父親になったモウ太。

ある日、娘にせがまれて長靴を買おうとした瞬間、「雨ふり小僧」との約束を思い出すのです。まさか・・・、まさか・・・まさか！

まさか、まだ、ずっとずっと橋の下で自分が来るのを待っているのでは？

新品の長靴を買って、40年ぶりに田舎へ向かうモウ太。

約束の橋の下へ行ってみると・・・。

雨降り小僧は、40年前と同じ姿で、橋の下に立っていました。

「火事を消したら長靴をあげる」と言ったモウ太の言葉を信じて。

ずっとずっと、待ち続けていたのです。

「小さな約束」を守る事が、どれだけ大切な事なのか・・・。

私、森治久は、どこかに「雨ふり小僧」を待たせていないように日々精進してまいります。

もり はるひさ
森 治久



小さな約束を守ること。

—— あなたの「雨ふり小僧」 ——



手塚 治虫（てづか おさむ、本名：手塚 治〈読み同じ〉）

1928年（昭和3年）11月3日 - 1989年（平成元年）2月9日は、日本の漫画家、アニメ監督、医師。学位は医学博士（奈良県立医科大学、1961年）。大阪府豊能郡豊中町（現・豊中市）生まれ、兵庫県宝塚市出身。宝塚市名誉市民。大阪帝国大学附属医学専門部（現・大阪大学医学部）卒業。戦後日本に於いて、ストーリー漫画およびアニメーションの第一人者、漫画表現の開拓者的存在として、デビューから死まで第一線で作品を発表し続け、存命中から「マンガの神様」と評された。

MORI HARUHISA Motion

森はるひさ活動報告

VOL. 22

瑞穂をつなぐ市民の会



【県政報告】

01 NHK受信料の未払いに関する知事の考えについて
02 教員による性暴力防止対策について

(1) 県教育委員会における特定免許状失効者等データベースの活用と今後の取組について
(2) 私立学校における特定免許状失効者等データベースの活用と今後の取組について

（郷・愛・心）いつも瑞穂市民のそばに



【 質 問 】

岐阜県議会議員 森 治久



NHK受信料の未払いに関する知事の考えについて

question 01

《答弁》 知 事

現在、公用車のカーナビやワンセグ機能付き携帯電話等の受信設備につきまして、NHKの放送受信料にかかる契約漏れにより、過去に遡って支払いを行うという事例が全国各地で発生しているのは議員ご指摘のとおりです。しかも、支払いは自治体の申告に基づいており、支払う自治体もあれば支払わない自治体もあるという、いびつな状況が生じているのが現状でございます。

現行の放送法第64条及びNHK放送受信規約第2条の規定においては、受信可能な機器を「設置」することによって契約義務が発生するとの解釈がなされております。この結果、NHK放送を視聴する予定がない機器にまで契約義務を課すこととなり、そうした認識の無い自治体において今回の事案が生じることになったものと考えております。

この事案について本県においても調査を行ったところ、カーナビや携帯電話など、同様の機器が50台ほど存在することを確認しております。また、県内の市町村に聞き取り調査を行ったところ、受信料支払いのルールを正確に認識していなかった団体も多く、未払い金額は、県・市町村分を合わせると約5千万円に上ります。

これらの機器は、いずれも公務中にテレビ放送を視聴することを目的として設置したのではなく、聞き取りを行った自治体からは、「視聴を目的としない機器は契約対象外として欲しい」とか、「事業所に対する受信料制度は分かりづらい」といった声が多数寄せられているところでございます。

なお、議員にご指摘いただきました通り、実際に放送を利用している機器については受信料を払うのは当然と考えております。しかしながら、明らかに見る予定のない機器にまで、貴重な県民の税金を払い続けることは県政を預かる者として適切ではないと考えております。また、現状では、支払いはあくまで自治体の自主的な申告に基づいており、過去に遡って支払いを済ませた自治体とそうでない自治体との間で著しく公平性を欠いている状況にあります。このような曖昧な取扱いが自治体を混乱させ、制度そのものへの信頼を失うおそれがあると考えております。

こうした問題意識から、先般青森県で開催されました全国知事会議で、法制度も含めた制度の見直しについて問題提起を行ったものでございます。

制度の見直しに当たりましては、例え

ば、視聴を目的としない受信設備を契約の対象外にするといった法制度の見直しを伴うものや、既に一般家庭で行われていますように、1件の受信契約で世帯全ての受信設備の視聴が認められるといった方法を応用し、自治体における受信契約を1ないし合理的な本数にまとめるといった運用など、様々な方法が考えられるところでございます。ただし、現行の法制度を無理に維持するために、利用者にプログラムを修正しスクランブルをかけさせるといった物理的な作業を求めたり、または機器を更新させるといった経済的な負担を負わせることは適当でないと考えます。あくまでルールの見直しによって合理的な解決策を見出すことが重要と考えております。

したがいまして現在、本県の現状を伝ええるとともに契約方法の見直しなどNHKとして対応可能な方策の検討を求めるため、私自身がNHK本社を訪問することを予定しているところでございます。

また、この問題は、本来NHKというよりは、法制度そのものの問題であり、また、本県だけではなく全国共通の課題でもあるので、NHKとの協議の結果を全国知事会と共有しつつ、全国的な議論を促してまいりたいと考えております。

教員による性暴力防止対策について

question 02

(1) 県教育委員会における特定免許状失効者等データベースの活用と今後の取組について

《答弁》 教育長

教職員として適切な人材を確保するため、令和5年4月に「特定免許状失効者管理システム」の運用が開始されて以来、岐阜県教育委員会では、全ての公立学校の教職員について、新規採用職員はもちろんのこと、常勤講師や非常勤講師の任用の際にもこのシステムをしっかりと活用し、特定免許状失効者に該当していないかどうかを確認しております。

また、今年6月に県外で発覚した教員グループによる盗撮事案を受け、各県立学校及び市町村教育委員会に対し、服務規律の徹底と校内の再点検について通知をした他、管理職等に対し繰り返し指導するなど、組織全体で性暴力等の未然防止に取り組んでおります。

さらに、「不祥事防止に関するチェックシート」による自己点検や、犯罪心理学の

専門家による研修などにより、引き続き、教員一人一人の性暴力に対する認識を高めるとともに、今後導入される日本版DBSについても、国の通知等を踏まえ適切に活用するなどして、教員による児童生徒への性暴力が決して起こることがないよう、今後も取り組んでまいります。



(2) 私立学校における特定免許状失効者等データベースの活用と今後の取組について

《答弁》 子ども・女性部長

教職員による性暴力から児童生徒を守るため、私立学校においてもデータベースの適切な活用を徹底することは、極めて重要なことと捉えております。一方で、私立学校は公立学校とは異なり、学校毎に教員採用の頻度に違いがあり、活用度合には、大きな差があるのが現状でございます。

そのため、まず、常時活用できる環境整

備に向けて、本年7月に県が所管する全ての法人に対して、その事前準備となります「ユーザー登録」を依頼し、現在、所管する全74法人が登録を完了したところであります。

次に、データベースの適正な活用に向けては、県が定期的に実施している法人に対する実地検査において、今年度から新たな検査項目を追加し、「ユーザー登

録」を含めたデータベースの活用状況のほか、校内研修の実施などについても、県職員が現地で確認することといたしました。

今後とも、私立学校における性暴力等の未然防止対策の状況把握に努めるとともに、教育職員による性暴力等から児童生徒が守られる学校現場を確保するよう、しっかりと指導してまいります。